

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都府知事		平成26年9月24日

主たる業種 繊維工業（綿布の染色整理業）		細分類番号 1 1 4 1				
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間 平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針 エネルギー消費設備の点検・改善を行いさらに省エネルギー設備及び熱回収装置の設置と充実を図ることにより、基準年度の温室効果ガス排出量を1%以上削減する。						
計画を推進するための体制 代表取締役を委員長とする省エネルギー委員会を設置し、実施計画を策定し全社的に省エネルギー活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	基準年度 (23~25) 年度 10,766.8 ノトン 10,868.0 ノトン	第1年度 (26) 年度 10,659.3 ノトン 10,659.3 ノトン	第2年度 (27) 年度 10,552.8 ノトン 10,552.8 ノトン	第3年度 (28) 年度 10,447.7 ノトン 8,386.4 ノトン	増減率 -2.0 パーセント -9.2 パーセント
	目標の根拠 事業の用に供する建築物の用途 工場 事業活動に伴う排出の量 (生産数量÷1000)	第一計画期間において実績を掲げているが、更に第二計画期間でも同様省エネルギー設備の導入及び生産工程の改良及びエネルギー消費設備の保温等による全体的な省エネルギー活動を推進していく。				
	原単位当たりの温室効果ガス排出量等 原単位の指標及び目標の根拠 原単位の指標及び目標の根拠	基準年度 (25) 年度 5.24	第1年度 (26) 年度 5.19	第2年度 (27) 年度 5.14	第3年度 (28) 年度 5.09	-1.28 パーセント
重点的に実施する取組の実施計画 具体的な取組及び措置の内容 （26）年度 （27）年度 （28）年度	生産設備の工程改良等により省エネルギーを達成する					
重点的に実施する取組の実施計画 （26）年度	基準年度 (25) 年度 57.0 パーセント	第1年度 (26) 年度 85.0 パーセント	第2年度 (27) 年度 105.0 パーセント	第3年度 (28) 年度 120.0 パーセント	備考	
具体的な取組及び措置の内容 （27）年度 （28）年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 措置の内容 上記の措置を採用する理由	可能な限り公共交通機関を利用するよう周知する できるだけマイカー通勤台数を減らすよう乗り合わせ等するよう勧める					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分 森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの 合計	第1年度 (26) 年度 トン	第2年度 (27) 年度 トン	第3年度 (28) 年度 トン	備考	
	森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地球温暖化対策に資する社会貢献活動	繊維製品の加工において、省エネルギーとなる生産工程や染料・薬剤の採用により商品の開発・生産を進めます。また産業廃棄物について社外での再利用・活用に取り組むなど環境負荷の軽減に努めて参ります。				
特記事項	第一計画期間の超過削減量(2061.01-C02)を平成28年度の排出量から差し引いて記載。					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。